

コンプライアンス規程

令和4年9月9日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人携帯端末登録修理協議会（以下、「協議会」という。）がコンプライアンスの方針、体制、運営方針に対して深く自覚し、関係法令等を遵守し、社会倫理に適合した行動をとることにより、協議会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令、協議会の定款、規則・規程類及び企業倫理（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

(経営方針)

第3条 協議会は、コンプライアンスを経営の基本方針とする。

(役職員等の責務)

第4条 協議会の理事、事務局員等（以下、「役職員等」という。）は、第3条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(役職員等の禁止事項)

第5条 役職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の役職員等に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員等の法令等に違反する行為を黙認する行為

(役職員等の通報の義務等)

第6条 役職員等はコンプライアンス違反の事実を発見したときは、速やかに協議会に通報しなければならない。

- 2 前項の通報は、面接、手紙、メール、電話等の方法により内部窓口として第7条に定めるコンプライアンス委員会、又は外部窓口として協議会が指定する機関に行うこと。
- 3 通報は、個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗・中傷を目的として行ってはならない。
- 4 役職員等はコンプライアンス違反のおそれ又は疑念がある場合はコンプライアンス委員会に相談することができる。
- 5 第2項の通報が重大なコンプライアンス違反と認められる場合は通報を受けた者は理事長に速報するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第7条 協議会はコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するためコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第8条 委員会は次の者により構成する。

- (1) 委員長 副理事長
- (2) 委員 理事（理事長、副理事長を除く。）

- 2 委員長が不在のとき、又は欠くときは、理事長が理事から指名した者がこれを代行する。
- 3 理事長は、必要があると認める場合は法律の専門家を外部委員として指定することができる。
- 4 委員長は、必要に応じて事務局長又は事務局次長を委員として委員会に参加させることができる。
- 5 委員会の事務局は、協議会事務局とする。

(委員会の権限)

第9条 委員会は、コンプライアンスに関して次の権限を有する。

- (1) コンプライアンスに係る体制の整備を図ること。
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修を実施すること。
- (3) コンプライアンス違反について事実関係を調査すること。
- (4) コンプライアンス違反に対して、被害を最小限にとどめる対策、再発防止策などを講ずること。

(委員会の開催)

第10条 委員長は第6条第2項による委員会への通報及び外部窓口からの通報があったときは速やかに委員会を開催しなければならない。

- 2 前項において第8条第1項の構成員で被通報者である者は委員会に出席できない。
- 3 第1項の他、コンプライアンスに関する審議のため委員会を定例的に開催するものとする。

(委員会の対応)

第11条 委員会は第6条第2項の通報に関して、関係者から事情聴取を行うなどして事実関係を調査し、調査結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 前項において、事実確認に相当の時間を要する場合は、適宜、理事長に調査の経過報告をしなければならない。
- 3 委員会は通報者・相談者及び外部窓口に対し、その取扱及び対応結果を文書又はメールで回答するものとする。

(コンプライアンス責任者)

第12条 事務局長及び事務局次長は事務局の業務についてコンプライアンスの責任を有し、所属職員の指導を行うと共に、コンプライアンス違反が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合は、速やかに委員会に通報しなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第13条 協議会は通報者に対し、通報を理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 通報を理由に不利益な取扱いを受けたと思われる者は委員会に相談することができる。

(情報の非開示)

第14条 通報者の氏名等個人が特定されうる情報、通報事項、調査内容等通報にかかわる情報は、調査、対応・措置に必要な場合を除き、一切開示してはならない。

(コンプライアンス違反にかかる対応)

第15条 協議会は、職員等が故意又は過失により第5条の規定に違反したときは就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第16条 役職員等は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと

- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の役職員等の指示・教唆により行ったこと
- (4) 協議会の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス研修の実施)

第17条 協議会は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

附 則

この規程は、令和4年9月9日より施行する。

